

福岡市公報

令和 5 年10月30日 第7001号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ページ
○福岡市男女共同参画推進センター条例施行規則の一部改正（第106号）	1
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（第284号）	2
○開発行為に関する工事の完了（第285号）	2
○福岡市農用地利用集積計画（第286号）	2

規 則

福岡市男女共同参画推進センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 5 年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第106号

福岡市男女共同参画推進センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市男女共同参画推進センター条例施行規則（昭和63年福岡市規則第106号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とする。

第 8 条の 2 中「第 5 条第 2 項第 3 号に掲げる」を削る。

別記様式第 1 号から様式第 3 号まで、様式第 8 号及び様式第 9 号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の福岡市男女共同参画推進センター条例施行規則別記様式第 1

号から様式第3号まで、様式第8号及び様式第9号の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

公 告

福岡市公告第284号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市南区長住六丁目906番22の一部並びに桧原二丁目906番3、906番8、906番11、906番12、922番28から922番30まで、922番64、922番65、922番94から922番99まで及び922番144

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅前二丁目19番17-312号
アンリアルレジデンス合同会社

福岡市公告第285号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市西区拾六町三丁目568番1及び568番9から568番20まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区草香江二丁目7番1号
株式会社 アスト

福岡市公告第286号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告する。

なお、農用地利用集積計画は、次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 縦覧期間

この公告の日から計画書に記載された利用権存続期間満了の日まで

2 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局総務農林部農業振興課

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農業委員会事務局

福岡市西区西都二丁目1番1号

福岡市農業委員会事務局西部出張所

